

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月7日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月27日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）二の宮地区	三豊市高瀬支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）長谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）戸川地区	三豊市財田支所事業課